

貯蓄預金規定

貯蓄預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 取扱店の範囲

この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、預金口座が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. 預金の払戻し

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

6. 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000 円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

8. 預金事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、預金共通規定第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同規定第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断り

するものとします。

11. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 預金共通規定第4条第2項各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (3) 前項のほか、預金共通規定第4条第3項各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. 未利用口座管理手数料

この預金口座には、別に定める未利用口座管理手数料規定が適用されるものとします。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。